差分

七

二数 2
681
8 止

二百二十六尺

長

今術

古術

# 差分

七

河村幸速

敬写

均算

銀百拾七匁有り上ハ二割下ハ二割半ニ利銭
加へ〆利銀日数遂之者元銀何程と問

答曰右利銀拾二匁て
上元銀六拾五匁
下元銀五拾五匁

術曰

上ノ利差数ヲ　以元五分

下ノ利差数ヲ　以元弐数

上下元合テ九数ヲ得ル以テ有銀七千数銭

除く十六銭得ル因法ト成上の率五数銭

察して上の元銀六拾五数を得ル○下は

率已数銭乗し因法銭察して下の元銀

弐拾数銭得ル○右利銀率差数を全

て因法を察して右利銀拾六数銭得ル

元銀六百七拾二数有り上ハ二割半下ハ壱

割半ノ利を加へて元利同様ニ並して右元利

銀高及元銀何程と問

元利和已百六拾数余りて

答曰　上元銀百四拾数

下元銀六百弐千目

術曰

上の元利和一貫目　此元銀八分

下の元利和一貫目　此元銀八分六厘九毛五六五

上下元銀合て一貫六分六厘九毛五六五錢

得ル以て本銀六百七十二匁を除き四百

〇二算残得る因法と成上の率八分残

除して上の元銀六百二十二匁を得る

〇下の元銀率八分五厘九毛五六五錢を

て因法を除して下の元銀六百五拾目錢

得る〇合元利和率一貫錢を以因法錢

除して合元利和銀四百〇二匁五分を得る

上八二割下八二割半利錢加へて元銀同報借

とて上下元利合元銀七百十二匁を還之上下合元

銀及利銀何程と問

答曰　元銀七百目也　上利銀百四十目

下利銀百七拾五匁

術曰

上ノ元銀一匁ニ　此利銀二分

下ノ元銀一匁ニ　此利銀二分宛

上下元銀ノ合二匁ヲ以テ五分半銭ヲ得テ以テ置
銀一貫七百十五匁ヲ除テ七百銭ヲ得テ因
法トス又上ノ利銀率二分ヲ乗シテ上ノ銀
百四拾目ヲ得テ○下ノ利銀率二分五厘ヲ
乗テ因法銭ヲ乗シテ下ノ利銀百七拾五匁
ヲ得テ○合元銀率一匁銭ヲ乗テ因法銭ヲ除テ
合元銀七百目銭ヲ得テ

上ハ二割下ハ二割半ノ利率ヲ加テ元銀同数ヲ以
又上下ノ利銀和〆八貫八百目ヲ置テ元銀及合利銀
何程ト問

答曰

合元銀拾六貫目

上利銀〆八百目

下利銀〆貫目

術曰

上ハ元銀一匁ニ　此利銀六分

下ハ元銀一匁ニ　此利銀二分五厘

上下の利銀合て八分五厘を以て除て右銀

八貫八百目を除く一万六千八銭以因法と

上の利銀率六分を乗して上の利銀〆貫

八百目を以て○下の利銀率二分五厘銭

加て因法銭乗し下の利銀〆貫目銭

以て○右元銀率一匁を加て因法銭

乗て右元銀十六貫目を以て

銀〆貫二百七拾六匁以て上ハ一割半中

二割半下ハ二割二分利を加て右利銀因数見ゑて右組

及元銀何程と問

右利銀二百二十五匁

答曰　上元銀壱貫六百目

中元銀九百目
下元銀壱貫八百七拾五匁

術曰

上の利銀一匁より　此元銀六匁六分六厘六六六
中の利銀一匁より　此元銀四匁
下の利銀一匁より　此元銀八匁三分三厘三三三

上中下元銀率十九匁を得る　以て惣銀
四貫二百七拾五匁を除して　二百二十五匁を
得る因法と成　上の元銀率六匁六分六厘
六六六を乗して　上の元銀壱〆五百目得る
○中の元銀率四匁を置て　因法を乗〆
中の元銀九百目を得る　○下の元銀率
八匁三分三厘三三三を置て　因法を乗
して　下の元銀壱〆八百七拾五匁を得る
○惣利銀率一匁を置て　因法を乗〆
惣利銀二百二十五匁を得る

元銀二十三貫九百八拾七匁二分ヲ三人ニ
借シ上二割中二割半下三割ノ利銭加ヘテ元利
和三人皆同数返ス之元利及元銀何程ト問

答曰

元利和九貫九百八拾四匁ツヽ

上元銀八貫三百二十目

中元銀七貫九百八十七匁

下元銀七貫六百八十目

術曰

上元利和一匁ナレバ　此元銀八分三厘三毛三三三

中元利和一匁ナレバ　此元銀八分

下元利和一匁ナレバ　此元銀七分六厘九毛二三

上中下元銀合テ二匁四分〇二毛五六ヲ法
ト為シ以テ元銀二十三貫九百八十七匁二分ヲ実
除キ九千九百八十四匁ヲ得　因テ之ニ上ノ
元銀率八分三厘三毛三三三ヲ以テ乗ジ
上ノ元銀八貫三百二十目ヲ得　○中ノ

元銀率八分銭ニ而テ因法ヲ求メして
中の元銀七貫九百八十七匁二分ヲ得る
○下の元銀率七分六厘九毛二三ヲ定メキ
因法ヲ求メ下の元銀七貫六百八拾目
ヲ得る○右元利和率一匁銭ニ而テ因法
銭求メして右元利和九貫九百八拾目
匁銭得る

上下二人借元銀何ゝ上ニ割下ニ割六分利銭
加入上下利銀同数ニ成ル但上ハ下の元銀より六百
十二匁多し利銀及元銀何程と問

答曰

利銀合九百九十八匁但分ケ

下元銀三貫八百目借用

上元銀二貫六百二十八匁

上の利銀一匁ニ付此元銀二匁六分六三三
下の利銀一匁ニ付此元銀二匁四分下八分六一文

下の元銀率六歩八分二厘を六一六を以て因
上の元銀率六歩六分六三二を減して余
一厘二八二を得る以て各銀九百十二匁を除
て九百九十八个二厘余を得因法と為し上の
元銀率六歩六分六三二を除して上の
元銀三貫二百二十八匁を得る
下の元銀率六歩八分二厘を六一六を以て除く
因法銭を除して下の元銀六貫八百二厘位因銭
得る

各利銀率一匁を以て因法を除して各
利銀九百九拾八匁厘余銭を得る

上下二人元銀同様借す上二割下一割利を
加て上八一ケ年下八二年利銀合弐貫百
六拾九匁元銀及各利銀何程と問ふ

答曰
元銀各拾貫九百目つつ
上利銀二貫百八十目

下利銀二貫二百八十九匁

術曰

上の元銀一匁ニ　此一ヶ年分の利銀二分

下の元銀一匁ニ　此二ヶ年分の利銀二分二厘

上下の利銀率合四分二厘を得る以て

合銀四貫四百六拾九匁を除て一万五百目

を得る因法とし　上の一ヶ年の利銀

率二分を乗して上一ヶ年分の利銀二

貫百八十目を得る　○下の二ヶ年分

利銀率二分二厘を乗て因法を乗

して下の二ヶ年分の利銀二貫二百

八拾九匁を得る　○合元銀率一匁銭

乗て因法を乗して合元銀十五九百

目銭得る

上中下三人へ元銀同数に借し只元上去

一割半利ニシテ一ヶ年中ニ二割ニシテ二年下ニ三
割ニシテ三年利ニ利ヲ加ヘテ三人利銀ノ百三十匁
匁二十九匁宛各元銀及利銀ハ何程ト問

元銀四百七十

答曰

上利銀十貫四百五拾目

中利銀六百六目

下利銀八十九貫七百七拾六匁

術曰

上ノ元銀一匁ニシテ　此一年分利銀一分五厘

中ノ元銀一匁ニシテ　此二年分利銀四分四厘

下ノ元銀一匁ニシテ　此三年分利銀一匁一分九厘七毛

上中下ノ利銀合テ壱匁七分八厘七毛ヲ以
以テ寄銀百三拾四貫〇六十六匁ヲ除テ七百六
十銭目　四数上一ヶ年分ノ利銀
率一分五厘ヲ乗シテ上ノ一ヶ年ノ利銀十一貫
二百五十目ヲ得〇中ノ二ヶ年分ノ利銀率

此分此厘を金因法を除して中の二ヶ年分
の利銀三十三貫目を得○下ノ三ヶ年分の
利銀壱匁一分九厘七毛を金因法を除し
て下の三ヶ年分の利銀八十九貫七百七拾
弐匁を得る○右元銀壱匁を金因法を
除して右元銀七十五貫目残得る

元銀此貫八百八拾目有り二割半の利足を
加へ毎年同様三ヶ年ニ済切ル 是を毎年済銀何程宛と問
答曰毎年済〆五百目宛
術曰
三年織毎年一匁宛ノ割合にて元銀を得る
術路之次之術如左
三年目之年織銀一匁を金率一ケ二二五を除て二
年目之残銀八分を得る年織銀一匁加へて
二年目之元利銀高一匁八分を得

二年目差の元利銀高一貫八分七毛を乗 一ヶ二五
小揚て初年の差の残銀一貫四分四厘五毛残
済る差年賦銀一貫加へて初年差の元利銀
高二貫四分四厘五毛残済る
初年差の元利銀高二貫四分四厘五毛を乗て
乗二五 一ヶ 小揚て初年元銀一貫九分五厘二毛残
済る則済候高銀四貫八百八十目を乗て右
の済一貫九分五厘二毛小揚て二千五百目残済る
年賦銀一貫乗小除して毎年の年賦銀二貫
五百目を済る

上下二人ト元銀同様ニ借ス上ハ二割ノ利ニ一ヶ年
下ハ三割の利ニ利ヲ加テ二年但上ノ元利ト
下ノ元利和ノ差三貫四百七十九匁也各元銀及利銀を問

答曰　上利銀壱貫四百二十目
元銀各七貫百目宛

下利銀四貫八百九拾九匁

術曰

上元銀率一匁ノ 一率元利合て一匁弐分 右上の元利和
上の元利率の内元銀率を減す余り二分

下元銀率一匁ノ 二率元利合て一匁六分九厘 右下ノ元利和率 右上利銀率
下の元利和率内元銀率を減す余り六分九厘 右下利銀率

下の元利和の内上の元利和を減ノ四分九厘を除数
以て三貫四百七拾九匁銭積を七千一百銭
得ル因法ト成上下の元銀率一匁ヲ因法ニ乗 名
元銀七貫百目を得ル〇上の利銀率二分
を因法を乗して上の利銀壱貫四
百弐拾目を得ル〇下の利銀率六分九厘
銭積を因法を乗ス下の利銀四貫八百九拾
九匁を得る

銀六百目有之人ニ借し甲ニ二割乙ハ三割半
丙ニ三割ノ利を加ヘ甲丙二人元利ノ和ト乙一人元
利和ト等し又云甲ト丙トノ元銀同数なりて乙元利
和及各元銀何程と問

答曰 甲 元銀七十六匁 利銀十六匁
乙 元銀百四十目 利銀六十七匁六分
丙 元銀七十六匁 利銀二十二匁四分

甲元銀率一匁ニ 元利和一匁二分 右甲ノ元利率トス
丙元銀率一匁ニ 元利和一匁三分 右丙ノ元利率トス

術曰 甲丙二人元利和と乙一人の元利和と
等しきゆへ 甲丙二人の元利率合て二匁五分
を乙一人の元利率と成 一十二而を以て差残
除て乙の元銀率二匁を得る

乙元銀率ハ二匁 元利ハ二匁六分 右乙の元利率トス
甲乙丙元銀率合て四匁を得 以て元銀
三百目銭除て七十六匁を得 右因法と成○
甲丙元銀率一匁を乗て 因法を添して
甲丙各元銀七十六匁を得 乙元銀率二匁
銭を因法を乗して 乙元銀百四拾目
を得 前術の如く利銀

銀少貫以前借用ノ内ヲ甲一割乙一割各五厘
丙一割半丁二割ノ利ヲ加テ甲ノ元銀ト乙ノ元
銀ト等シ又云丙ノ元銀ト丁ノ元銀ト等シ借之
別ニ云甲乙二人ノ元利和ト丙丁二人ノ元利和ト等シ
甲乙丙丁各元銀及利銀何程ト問

答曰

甲乙元銀四百目宛
甲 利銀六十目
乙 利銀四十匁

丙丁元銀四百拾目
丙 利銀八十一匁
丁 利銀百四十匁

甲元銀率一分ノ 元利和一匁一分 各甲元利率
乙元銀率一匁ノ 元利和一匁一分五厘〇五率 各乙元利
右甲乙元利合テ二匁二分〇五毛ヲ除ク丙丁二人
元利和ト除
於此丙丁二人元利和二匁二分〇五毛之丙之
一割半ニテ八二割丙丁元銀等シ各元銀
ヲ問ト是銀少シテ丙ノ元銀率
ヲ除ル也

丙元銀率一匁　丙元利如一匁六分五厘
丁元銀率一匁　丁元利如一匁四分
丙丁元利合て三匁已分五厘を得る 以元銀匁
二分○五毛を除て九分を得 以 因法と成 丙丁元銀
率に乗して各元銀九分を得る 則丙丁元銀
率之限
丙元銀率九分
丁元銀率九分

毘丙丁元銀率合て三匁八分を得る 以て
前銀貳貫二百八拾目を除て六百目を得る
則因法と成 甲乙元銀率一匁を置て因法を
乗ず 甲乙各元銀六百目を得る ○ 丙丁
元銀率九分を置 因法を乗ず 丙丁元銀
各五百四十目を得る 様前術各利銀得
銀六貫四百八拾八匁以二割半之利利を加

三ヶ年賦ニ備之但二年目ヨリ初年ノ元利三分
二元之三年目ハ初年元利三分ノ一元之皆済
し積りなり毎年ノ元利何程と問

初年四貫五百目

答曰 二年三貫目

三年壱貫五百目

術曰

題曰二年目ハ初年の三分ノ二を元トし三年目
初年ノ三分ノ一を元とし以テ取初年三歩銭
初年の年賦率トス取二年目ハ二歩三年
目ヨリ一歩銭ニ割合ニ元利を乗て術
と成を術如左
三年目の算年賦利一歩を以て率 一ヶ二五小除
二年目の算年賦残利八分銭ヲ乗ル二年目
の年賦利二歩加て二年目の算元利除ル
二歩八分を以て率 一ヶ二五小除初年賦残利迄二歩

二分四厘を得て初年の年賦銀六匁を加へて
初年の暮元利銀高六匁二分四厘を得る
初年の暮元利銀高六匁二分四厘を本率
一ヶ二五に除して初年の元銀四匁九分九厘二毛を得る
割法とし以て本銀六貫四百八十八匁を除す一千
三百を得る因法とし
初年の年賦銀率三匁を以因法を乗して
初年の年賦銀四〆五百目を得る各年賦

率銭を以因法を乗して各年賦を得るなり
銀五百十六匁なり二割半の利に利を加へて之
年賦に備ふ但二年目は初年の元一倍を元
三年目は二年目の元一倍元とする類なり
毎年元銀術様を図

初年

首四　二年

一　三年

術曰

題ニ曰二年目ヲ初年ハ元一倍ニ三年目ヲ
二年目の元一倍とすれは初年の延賦
率差数二年目式数三年目已数を元
割合ヘ元銀を求て術路に依て術元のごとし
三年目の率已数を益率 一ヶ二五 小條二年目の
益年賦残銀三数二分を得る二年目の年賦
銀八数を加へて二年目の益元利銀高五数
二分残得る
二年目の元利銀高五数二分残を益率 一ヶ二五 小條
初年の益の年賦残銀已数一分六厘を得る
初年の年賦銀率一数を加へて初年の益元
利銀高五数一分六厘を得る初年の益
元利銀高五数一分六厘を益率 一ヶ二十 小條
初年の元銀率已数一分二厘八毛を得る

利法之法ニて有銀六百拾六匁弐分除ハ二十五
を得る因法之法列利率の未減率一匁弐分
因法を求して利率の答の元銀百二拾
六匁を得る

推前術得毎年元銀

元銀百二拾目ヲ上ハ二割下ハ一割六分
ノ利ニ下の利銀を元ニして上ノ利銀ハ二分一之

各元銀及利銀何程と問

答曰

上元銀八拾目　利銀二十四匁

下元銀五拾目　利銀八匁

術曰

上元銀率一匁ニ少　利銀率二分

題意下の利銀を元ニして上ハ二分ハ一之

故ニ下の利銀率一分を以下の元銀率

を得るなり

下元率六分二厘五毛　利銀率二分
上下元銀率合て一匁六分二厘五毛を以て
除き商銀百八十を得る因法
術○上の元銀率一匁を以て因法を
乗して上の元銀八十目を得る○下の
元銀率六分二厘五毛を以て因法を乗し
下元銀五十目を得る
推前術得各利銀

元銀二百八十七匁ッ上中下三人へ借ス上ハ一割
中ハ二割下ハ三割利ニシテ中ハ元利の和ハ上の元利
和一倍又云下の元利和ハ上下并各元銀及利銀何程と問

答曰

術曰

上元銀率一匁ッ　元利和二匁一分
題ニ中の元利和ハ上の元利和一倍ニ加

上元利和二匁一分残倍シ二匁二分残得る
中の元利和ト又中の元銀率を得る
中元銀率一匁八分三三三元利和二匁二分
題意下の元利和ハ上の元利和ト篤在
上の元利和率を以剰下の元利和率シ下の
下の元銀率八分四六一五三元利和一匁一分 元銀率得
上中下元銀率合テ三匁六分七九四八六
之以元銀二百八十七匁を除テ七十八匁を得る因法

之以〇上元銀一匁を由因法を乘シ上の
元銀七十八匁を得る〇中の元銀率一匁
八分三三三三を由因法を乘シ中の元銀
百四十三匁を得る〇下の元銀率八分
四六一五三を由因法を乘シ下の元銀六十六匁 を得る
推前術得各利銀

又術曰

上元銀率一匁五分六厘シ元銀和一匁七分一六

中元銀率二匁八分五厘　元利和三匁四分三二

下の元銀率一匁三分二厘　元利和一匁七分一六

上中下元銀率合て五匁七四を得る是

元銀四百八十七匁を除て五十を得る因法と定

依前術得各元銀利銀

元銀を壹百廿二匁二分五厘一毛二糸二割

半利々利を加へ毎年賦ニ備て但し初年ト後年ハ銀

高日数遅て中の年ハ銀百目多り毎年延銀

高何程と問

答曰

初年五百目ヨリ十七匁二分六厘

二年六百目ヨリ十七匁二分六厘

三年五百目ヨリ十七匁二分六厘

術曰

題意初年ト後年ハ銀高日数ニ遅ス中

の年銀百目多り是に依て之を取て百目を置

二割半の率一ケ二五をもって二度除き六拾八匁を
得る是初年分二年の首小和を元利百
目を得る所の元銀と以て元銀を六拾
二匁四分六厘一ゟ二の内を減し余を余り
壱貫〇六拾八匁二分五厘一ゟ二を実とし
貫十の術に依て元銀率一匁九分五り
二毛を得る以て実を除き六百四十七
ケ二六を得る因法とし貫十の術に依て

毎年返銀率一匁を置因法を余り初年
の返銀六百四十七匁二分六厘を得る是銀
小依て百目を加へて其の年返銀六百四拾
七匁二分六厘を得る

続年ハ初年ト同様なし

元銀六百七十八匁六分有り二割半利ゝ利銭
加ひ年賦借り二年目ニ初年の元銀[illegible]

二百目ゟ三年目ハ又初年ノ銀高ト等ク
四年目ニ初年の元銀ヘ二百目多シ元ノ新年ニ
銀高何程宛と問

答曰
初年　百六拾七匁六分
二年　三百六拾七匁六分
三年　百六拾七匁六分
四年　四百六拾七匁六分

術曰

額矢二年目ハ初年の元銀ヘ二百目多ク
と以テ五乗二百目を実ト元利和率一ヶ二五を法
二乗除而廿八匁を得名甲
又四四年目ハ初年の元銀ヘ二百目多
一と以テ五乗二百目を実一ヶ二五を法四乗除
而三百二匁八分八厘を得名乙
右銀而七十六匁二六分を加内甲と乙を減て
三百廿四匁七分二厘を得ル是四年残目段て

此時の元銀なり右両種

四年賦毎年済高定割合ニて元銀を求て

術解ヲ以テ術如左

四年賦済(月)前年賦銀一貫を宝率一ケ二五小除して

三年目済残銀八分を得る年賦銀一貫加へ

て三年目済の元利銀高一貫八分を得る

三年目の済元利銀高一貫八分残宝率

一ケ二五小除く二年目済の残銀一貫四分四厘

を得る是年賦銀一貫加へて二年目済の元

利銀高二貫四分四厘を得る

二年目済の元利銀高弐貫四分四厘を宝

率一ケ二五小除く初年之済残銀一貫九分五厘

二毛を得る是に一貫加へ初年済の元利銀

高二貫九分五厘二毛を得る

初年済の元利銀高二貫九分五厘二毛を

宝率一ケ二五小除く初年元銀貳貫三分六

至其元六京を得る利法となる両位寄りて
銀に當る本只壹匁七分小厘を除き商に隔七半
を得る因法となる
毎年の元銀平一匁を定因法を乗して
初年の元銀商に隔七匁九分を得る銀に従ひて合得る
元銀當は八十匁何程と六年後に借ス 初年より六割
二年目も二割六年目も一割利に利を加て毎年

同様元之毎年ハ元銀何程と問ふ
答曰 毎年に當る只平六分二分余
術曰
六年後毎年一分無比割合を以元銀ニ
求得る術如左
六年目當年後銀一匁を以て定率一ヶ小除之
二年目當残銀九分〇九〇九〇九を得る年後銀
一匁加て二年目當元利銀高一匁九分〇九〇九〇九

を得る
二年目首の元利銀高一匁九分〇九〇九〇九を実
率ニ一ヶ小除く初年の首残銀一匁六分九〇九〇九
を得る是小年賦銀一匁加ヘ初年の首元
利銀高二匁六分九〇九〇九を得る
初年首の元利銀高二匁六分九〇九〇九残実
率ニ一ヶ小除く初年ニ元銀一匁九分九三〇〇六九
を得る則法と除元銀三百四拾匁を実太の法

一匁九分九厘三毛〇〇六九ニ除く三百四拾三ヶ二分
を得る因法と決
年賦銀率一匁小余して毎年の年賦銀高
四拾三匁二分を得る

元銀三貫六百十六匁借り二割半の利々利を加
へ三ヶ年賦ニ借し但二年目は初年より百目多ク
し三年目は二年目の通り半分北ニ皆済之

毎年返済高何程と尋

初年九百目ニ

答曰　二年壱〆目ニ

三年七百目ニ

術曰

銀元二年目ハ初年ゟ百目多しと云故ニ百目と

金元利率一ヶ二分ニ二度懸て六拾四匁を得率

三年目を二年目の返済高半分と云故先二年目

の多キ百目残金先残半して三年目残得る率

一ヶ二分を以二度懸て二千七百六分を得る名乙

元銀壱貫六百四拾六匁を金内甲ト乙ト減して

来壱〆七百二十六匁四分を得る

除是好を督て旧銀壱〆七百廿六匁四分を

二割半の利を加て三年減し得て二年目ハ

初年の返済三年目ハ二年目の返済高半分

之毎年の返済高何程と問

三年賦三年目の元銀一貫め 二年目
の元銀二貫め初年も又二貫め之利術問

右術如左

三年目皆年賦銀一貫めを壹率 一ケ二五 小條乘じ
二年目皆残銀八分を減る二年目の元銀以貫
を加へて二年目皆の元利銀高以貫八分を減る
二年目の皆の元利銀高以貫八分を壹率
一ケ二五 小條也 初年の皆残銀以貫二分五厘を減る

皆小 初年の元銀以貫を加へて初年皆の元利
銀高四貫以分四厘を減る
初年皆の元利銀高四貫以分四厘を壹率
一ケ二五 小條乘て初年元銀壹率三貫三分九厘以毛残
減る利足と見

又云 銀高を其方両二年六貫四分を壹乘して太の法
三貫三分九厘二毛を條て四両分年を減る因法見
三年目元銀壹率一貫めを壹因法を乘じて三年目

元銀四百六拾目を得る○初年の元銀率

二歩を以因法を以除く九百目を得る則初年の

元銀とし以初年の元銀百目加て和書の二年

目の元銀壱〆目を得る又元を求して出

の六年目の元銀六百目を得る

元銀弐百八十一匁有上ハ一割中ハ二割下ハ三

割ノ利を加て中の元利和ハ上ノ元利和ノ一倍

又云下の元利和ハ上ノ元利和ト等し各元銀及

利銀何程と問

　上元銀七十八匁　利七匁八分

答曰　中元銀百四十三匁　利廿八匁六分

　下元銀六十目　利十八匁

術曰

上元銀率一匁とす　元利和銀一匁一分

然中の元利和ハ上の元利和一倍と云故に上

の元利和一両一分を給し此両二分を得る
中の元利の和とは中の元銀を得る為のごとし
中元銀率一両八分三三三三　元利和銀二両二分
類無下元利和は上の元銀と等しと云なれど上の
元銀一両を下の元利和少下の元銀を得る為の
ごとし
下の元銀率七分六九二三　元利和率一両
上中下元銀率合て三両三分〇二五六を得る
法と為て元銀此両八千を両を除し七十
八を得る　則因法と為
上の元銀率一両を以因法を乗して上の
元銀七十八両を得る
猶前術合得るなり
又術曰
上元銀率一両和分三六〇　元利和一両七分一六
中元銀率二両八分六六　元利和三両四分三
下元銀率一両二分　元利和一両九分六

上中下元数率合七毎六分ノ毫を得る
以て元数ノ百八十五毎を除て中率を得る因
法と反各元数率ニ因法を乗して各
元数を得る

半
榔門　翠微間
屋路乃老樹擣鳴
鷲奥山同聴
又宿常風輕
胡蝶｜一猫
老樹客揀
老樹巾字
終繳曲吟
只枕同詩書一夢又同
亦